

令和2年9月17日

島根県の対応

島根県対策本部決定

県民に対し、以下を要請

- (1) 令和2年8月28日の島根県対策本部決定において、9月30日までとしていた現在のイベント開催の目安である、「収容率50%以内（屋内）または人数上限5,000人のいずれか小さい人数」について、令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」（以下、事務連絡という）を踏まえ、9月19日以降、事務連絡で示された開催制限に基づき対応する。

具体的には、感染防止対策を徹底した上で、

- ① 収容率要件について、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート、各種講演会、各種展示会等）は、収容定員の100%以内に緩和し、その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）は引き続き50%以内とする
- ② 人数上限については、5,000人または収容定員の50%のいずれか大きい方とする

こととし、①及び②による人数のいずれか小さい方を限度とすることを目安として判断すること